

介護給付費等の請求について

(国保連合会からのお願い)

兵庫県国民健康保険団体連合会

国保連合会は、毎月、事業所からの請求情報（介護給付費請求明細書及び給付管理票）の審査を行い、各事業所へ介護給付費をお支払しております。

審査において、請求明細書等の入力漏れ、入力誤り、単位や金額の計算誤り、各種台帳情報（受給者資格情報・事業所届出情報）との不一致、重複請求などの誤りがある場合は、「返戻」（エラー）となり、介護給付費等のお支払ができません。

兵庫県国保連合会のホームページ (<http://www.kokuhoren-hyogo.or.jp>) にはエラーの内容・対処方法、連合会からの各種通知の見方等を記載した資料「介護給付費請求の手引き」を掲載しておりますのでご活用くださいますようお願いいたします。

また、介護給付費は、厚生労働省の「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」（請求省令）において、伝送または電子媒体での請求が原則となっており、新たに可能となったインターネットによる伝送請求への移行について、ご案内しております。

インターネット請求への移行に関するお問い合わせは、ヘルプデスクでご対応しておりますが、移行期限が近づきますと混雑することが予想されますので、早期の移行についてご協力賜りますようお願いいたします。

1 請求明細書等の請求方法について

(1) 介護給付費の請求方法は、原則として伝送（インターネット・ISDN 回線）または電子媒体（CD-R、MO、FD）による電子請求となっております。

また、ISDN 回線による請求は、平成 30 年 3 月までで終了となりますので、インターネット請求への移行についてご検討願います。

なお、電子媒体での請求につきましても、MO、FD は既に主要メーカーでの生産が終了しております。

インターネット請求に関するお問い合わせ窓口 介護電子請求ヘルプデスク TEL: 03-3985-3277 050-3388-7065 FAX: 03-3985-6643 E-mail: mail-kaigo@e-seikyuu-help.jp
--

(2) 平成 30 年度以降における紙帳票による請求

電子請求が困難な事業所のうち、請求省令に記載の例に該当する事業所は、当分の間、帳票を用いて請求を行うことができますが、平成 29 年度末までに審査支払機関に届出を行う必要があります。

「電子請求を行うことが困難な事業所」の一例

支給限度額管理が不要なサービス（（介護予防）居宅療養管理指導、（介護予防）特定施設入居者生活介護（短期入所以外）、（介護予防）認知症対応型共同生活介護（短期入所以外）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期入所以外）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）一種類のみを行うサービス事業所

※常勤の介護職員その他の従業者の年齢が、平成 30 年 3 月 31 日においていずれも 65 歳以上である事業所等、届出を行うことにより、平成 30 年度以降も帳票による請求を可能とする例外規定も設けられております。

(3) 電子請求における留意事項

- ① 伝送請求については、次の点についてご留意のうえ請求ください。
 - ・請求データは、確実に到達しているか、受付エラーになっていないか、請求件数は合っているかなどを到達電文や受付電文で必ず確認してください。
 - ・取り消しを行わずに同じデータを再送信していないか、また、請求忘れはないか、居宅介護支援事業所は、給付管理票と請求明細書の両方の送信を必ず確認してください。
- ② 電子媒体については、次の点についてご留意のうえ請求ください。
 - ・請求データは、確実に媒体に格納されているか、データファイルをフォルダに納めて媒体に格納していないか、請求データは間違いないかなどを必ず確認してください。(※電子媒体は原則、再提出は受付できません。)

2 ウィルス対策について

事業所において請求データを作成される際は、請求データを作成されるパソコンに必ずウィルス対策ソフトを導入いただき、常にウィルスチェックパターンを最新の状態にしておいてください。

また、請求データを作成した場合は、ウィルスチェックを行ったうえで送信、受付に持参または郵送等で提出していただきますようお願いいたします。

3 過誤について

審査決定済みの請求明細書について、記載誤りや請求誤りが後日判明した場合など、請求実績を取下げの手続きです。過誤申立に係る手続きは、利用者の市町（保険者）で行います。同月過誤、通常過誤の別及び過誤調整を行う時期を確認のうえ再請求を行ってください。

同月過誤の場合は、過誤調整を行う処理月と同じ月の10日までに再請求を行うことにより、差額だけが調整されます。再請求が無い場合は、通常過誤と同様の処理になります。

通常過誤の場合は、過誤調整を行った翌月以降に再請求を行うため、過誤処理月に再請求されると重複（ANN4）エラーで返戻となります。なお、過誤調整額が当月支払額から相殺されますので、多数の過誤を同時に行いますと、当月の支払が無くなったり、相殺できない金額について直接返金をお願いする場合がございますのでご注意ください。

4 介護給付費の受領に関する届の提出について

振込先金融機関等を変更される場合は「介護給付費の請求及び受領に関する届」による変更届の提出が必要となります。

なお、振込先変更及び届出用紙等については、介護福祉課介護福祉係へお問い合わせください。

また、毎月20日までに受け付けた変更届は翌月に変更、それ以降の受け付けは翌々月の変更となりますのでご留意願います。

5 照会先 〒650-0021

神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号（センタープラザ16階）

兵庫県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 介護福祉係

電話 078-332-5618 FAX 078-332-9520